特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	障害者自立支援給付又は支援に関する事務(自立支援給 付関係事務ほか) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、障害者自立支援給付又は支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和6年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	障害者自立支援給付の支給等に関する事務(自立支援給付関係事務ほか)					
	児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、さつま町重度心身障害者医療費助 成条例などの関連法令の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。					
障害者自立支援給付の支給等に関する事務において、特定個人情報を以下のとおり取 ①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会 特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①自立支援給付関係事務 ②障害者福祉サービス関係事務 ③地域生活支援事業関係事務 ④重度心身障害者医療費助成事務(条例に基づく独自利用事務)						
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更生医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、重度医療)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
手帳情報ファイル、受給者情報	マファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 21項、51項、107項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 (情報照会事務) 番号法第19条第9号					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	ほけん福祉課					
②所属長の役職名	ほけん福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)					
8. 特定個人情報ファイル						
連絡先	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年6月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	16年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]		1)	(選択肢>)(基礎項目評価書表で)(基礎項目評価書及で)(基礎項目評価書及で)	「重点項目評価書 「全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については	、それぞれ重り	点項目評価						
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワ	フークシステム	ムを通じた	:入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	}である]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	k (委託や情報提	供ネットワーク	システムを	通じた提供を除	₹ ८.) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 計題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+9	}である]	1) 2) 3)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		うである]	1)	(選択肢>)) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+9	}である]	1) 2)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点	検	[] [内部監査	[] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れて行っ) 十分に行っている) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I-5 ②所属長	保健福祉課長 四位 良和	保健福祉課長 櫻 伸一	事後	人事異動による
平成30年9月1日	I-5 ②所属長の役職名	保健福祉課長 櫻 伸一	保健福祉課長	事後	様式変更に伴う変更
平成30年9月1日	II-1 対象人数 II-2	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年9月1日	令和元年6月1日	事後	評価の再実施による
令和1年6月29日	Ⅱ-2 取扱者数	平成30年9月1日	令和元年6月1日	事後	評価の再実施による
令和2年6月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の再実施による
令和2年6月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の再実施による
令和1年6月29日	IV リスク対策	なし	リスク対策への評価を実施	事後	様式変更に伴う記載事項追加
令和3年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事前	令和3年9月1日施行される番 号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二	番号法第19条第9項 別表第二	事前	令和3年9月1日施行される番 号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	令和3年9月1日施行される番 号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	令和3年9月1日施行される番 号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和4年6月29日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和5年6月29日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和5年6月29日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和6年4月1日	I-5 ②所属長	保健福祉課	ほけん福祉課	事後	令和6年4月1日組織再編に伴 う変更
令和6年4月1日	I-5 ②所属長の役職名	保健福祉課長	ほけん福祉課長	事後	令和6年4月1日組織再編に伴 う変更
令和6年4月1日	I -7 請求先	さっま町収場 床壁筒址 (鹿児馬栗隆) おっち町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111) ごうま町収場 床煙筒征珠 (鹿児馬栗隆摩都)	さつま町伎場 は100倍祉味 (鹿児局県隆摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	事後	令和6年4月1日組織再編に伴 う変更
令和6年4月1日	I-8 連絡先	さつま町 伎場 保健価征謀 (歴史島県隆摩都さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	さつま可役場 はけん価値謀 (鹿児島県隆摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	事後	令和6年4月1日組織再編に伴 う変更
令和6年6月28日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、12項、34項、84項 条例制定(番号法第9条第2項)	番号法第9条第1項 別表 21項、51項、107項	事後	令和6年6月9日施行される番 号法の改正に伴う変更
令和6年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 108,109,110の 項	(情報提供事務) 番号法第19条第0号 (情報照会事務) 番号法第19条第9号	事後	令和6年6月9日施行される番 号法の改正に伴う変更
令和6年6月28日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和6年6月28日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の再実施による